

1. 件名：福島第一原子力発電所における環境線量低減対策に係る面談
2. 日時：令和3年10月26日（火）13：30～14：30
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者：
原子力規制庁 原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社（テレビ会議システムによる出席）
福島第一廃炉推進カンパニー 担当4名
5. 要旨：
 - 東京電力ホールディングス株式会社より、福島第一原子力発電所における環境線量低減対策について、資料に基づき主に以下の報告があった。
 - タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度について
 - ✓ 降雨等の影響により一時的な変動があるものの、横ばい傾向であること。
 - 原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果について
 - ✓ 放出による被ばく線量は、年間 $0.05\mu\text{Sv}$ 未満であり、年間 $30\mu\text{Sv}$ と比べ十分小さく、先月の結果と比較しても大きな変化がないこと。
 - 港湾口海水放射線モニタは9月24日に新設ポンプを設置し、連続測定が可能な状態へと復旧していたが、2021年10月4日に新設ポンプの故障が確認されたため、現在、仮設ポンプに切り替えて運用していること。
 - 入退域管理棟汚染検査エリアでの飲水について
 - ✓ 令和3年9月15日入退域管理棟汚染検査エリアにおいて、退域の際作業員がバック内の飲みかけの飲料水を所持している事に気づき慌てて、とっさにそれを飲んでしまい監視員により飲料の指摘を受けた。
 - ✓ 作業員については、体表面モニタ、口元の汚染検査を実施しBGレベルであることを確認。念のためWBCも受検し異常がないことを確認。
 - ✓ 入退域管理棟汚染検査エリアでの飲水の対策として、勤務終了後の休憩所を出る際に全員で声かけを行い、飲みかけの飲料水が確認された場合、飲み口をテープにて封印することや、振る舞い教育の再教育を実施することとした。また、ハード面の対策として携行品モニタからでも飲みかけの飲料水を搬出出来るように運用の変更を行うこととすること。
 - 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認し、以下のコメントを行った。
 - 2021年10月4日に故障した港湾口海水放射線モニタの件については、ポンプの故障が続いているため、故障の原因などについて詳しく説明すること。
6. その他
資料：
 - 環境線量低減対策スケジュール

- タービン建屋東側における地下水及び海水中の放射性物質濃度の状況について
- 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量の評価結果（2021年9月）
- 別紙 1～4号機原子炉建屋からの追加的放出量評価結果 2021年9月
評価分（詳細データ）
- 入退域管理棟汚染検査エリアでの飲水について

以上